

町税・公営住宅使用料が

全国のコンビニエンスストアで納付できます



町では町税・公営住宅使用料のコンビニ収納を平成23年4月より利用開始いたしました。
日中、金融機関等へ納めに行く時間が取れない方も、夜間や土曜・日曜・祝日の納付ができます。

いつから

平成23年4月より税金・公営住宅使用料を提携している全国のコンビニで納付できます。

納付できる種類は

町道民税、固定資産税、軽自動車税、
国民健康保険税、公営住宅使用料
※支払手数料はかかりません。

納付できるコンビニは

セイコーマート、セブンイレブン、サンクス、ファミリーマート、タイエー、ハセガワストア、スパーク北海道、MMK設置店、エブリワン、スリーエイト、ココストア、コミュニティ・ストア、スリーエフ、セーブオン、エーエム・ピーエム、生活彩家、くらしハウス、サークルK、デイリーヤマザキ、ミニストップ、ポプラ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、ローソンストア100、ローソンマート

安心してご利用いただくために

- 税金・公営住宅使用料を区分して、期別ごとに（払込取扱票）納付書を確認してお支払い下さい。
 - ・コンビニ店では、払込取扱票の記載内容は確認せずに、バーコードを読み取るだけです。
- 受領証は必ず受取り、大切に保管して下さい。
 - ・受領証は、あなたの納税・支払を法的に証明する大切な書類です。
 - ・受領日付印の内容を確認して下さい。
- レシートは必ず受取って下さい。
 - ・レシートは必ず受取り、コンビニのレジで正しい手続きが行われたことの証明になります。
 - ・レシートは、収納ミスや事故防止に重要な役割をします。
 - ・レシートは、受領証と一緒に保管して下さい。
- 次の払込取扱票ではコンビニで納めることができません。
 - ・1件の納付金額が30万円を超えるもの。
 - ・バーコードの記載が払込取扱票に無いもの。
 - ・破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの。



納期内納入を守りましょう！

◎お問い合わせ先

- ・町民課税務係 TEL 83-1404(直通)
- ・建設課管理係 TEL 83-1412(直通)